

兵庫県公報

平成27年12月22日 火曜日 第 2759 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく く地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等の指定（税務課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	6
○ 国土調査の成果の認証（同）	6
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	8
○ 保安林の指定（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 保安林の指定の予定通知（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	11
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	11
○ 公有水面の埋立免許（港湾課）	11
○ 流通業務団地事業地の工事の完了（都市計画課）	13
○ 道路の位置指定（建築指導課）	13
公 告	
○ 入札公告（農政環境部総務課）	13
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	16
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	17
○ 同 上（同）	17
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示（兵庫県立香住高等学校）	18

告 示

兵庫県告示第1056号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第14条第1項及び第16条の規定により個人番号を記載した申告書等の提供を受ける際の本人確認について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続に係る個人番号利用事務実施者（法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第1条第3項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、次のとおり定め、平成28年1月1日から適用する。

平成27年12月22日

兵庫県知事 井戸 敏三

別表第1欄に掲げる規定の同第2欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第3欄に掲げるとおり定める。

○別表

第1欄	第2欄	第3欄

規則第1条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第12条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）
		本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）
		戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）
		規則第1条第1項第3号に規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類
規則第1条第1項第3号ロ	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）
		地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）
		印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）
		地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）
規則第1条第3項第5号	過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であつて財務大臣等が適当と認める事項等	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項
規則第2条第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下	税理士証票
		写真付身分証明書等
		写真付公的書類
		個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又

	「令」という。)第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類
規則第3条第1項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(法第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第15条の規定により還付された通知カード(以下「還付された通知カード」という。)又は同省令第32条第1項の規定により還付された個人番号カード(以下「還付された個人番号カード」という。)
規則第3条第2項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真なし身分証明書等 地方税等の領収証書等 写真なし公的書類 本人交付用税務書類
規則第3条第5項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であつて、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第3条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。)が明らかな場合 過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合
規則第6条第1項第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの(税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。) 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限り、税理士法第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)
規則第7条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載さ	税理士証票 写真付身分証明書等 写真付公的書類

	れ、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	
規則第7条第2項	登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。）並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（以下「社員証等」という。）
		地方税等の領収証書等（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。）及び社員証等
規則第9条第1項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	写真なし身分証明書等 地方税等の領収証書等 写真なし公的書類 本人交付用税務書類
規則第9条第4項	令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかな場合 過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合 代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第7条第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合
規則第9条第5項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	還付された個人番号カード又は還付された通知カード



兵庫県告示第1057号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成27年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加古川市東部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	前 田 功	加古川市八幡町上西条30番地の1
同	花 房 正 幸	同 市八幡町中西条173番地の1
同	花 房 栄 蔵	同 市八幡町中西条930番地の3
同	池 嶋 逸 二	同 市八幡町中西条686番地の3
同	前 田 豊	同 市八幡町上西条70番地
同	畠 和 彦	同 市八幡町上西条33番地の1
同	本 岡 宣 久	同 市八幡町下村818番地の1
同	芦 原 安 男	同 市八幡町下村1480番地の1
同	木 村 正 敏	同 市八幡町下村289番地
同	神 榮 勝	同 市八幡町野村568番地の1
同	馬 田 浩 平	同 市八幡町野村511番地
同	中 嶋 三 郎	同 市八幡町野村614番地の2
同	岡 本 時 一	同 市八幡町宗佐744番地
同	藤 田 敏 彦	同 市八幡町宗佐836番地
同	星 野 章	同 市八幡町宗佐198番地の4
同	松 尾 知 之	同 市八幡町船町122番地の1
同	小 澤 善 郎	同 市八幡町船町89番地の1
同	岸 本 宗 郎	同 市八幡町船町111番地
同	畑 義 生	同 市上荘町国包218番地
同	岡 田 正 八	同 市上荘町国包758番地の1
同	山 田 謙 一	同 市上荘町国包352番地
監 事	山 本 修 三	同 市八幡町中西条438番地
同	谷 川 互	同 市八幡町船町73番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	前 田 功	加古川市八幡町上西条30番地の1
同	戸 田 浩 之	同 市八幡町中西条434番地
同	山 本 修 三	同 市八幡町中西条438番地
同	前 田 豊	同 市八幡町上西条70番地
同	木 村 正 敏	同 市八幡町下村289番地
同	本 岡 壯 一	同 市八幡町下村684番地
同	馬 田 浩 平	同 市八幡町野村511番地
同	中 嶋 三 郎	同 市八幡町野村614番地の2
同	藤 田 敏 彦	同 市八幡町宗佐836番地
同	岡 本 時 一	同 市八幡町宗佐744番地
同	岸 本 宗 郎	同 市八幡町船町111番地
同	小 澤 善 郎	同 市八幡町船町89番地の1
同	松 本 洋 一	同 市八幡町宗佐337番地の2
同	畑 義 生	同 市上荘町国包218番地
監 事	谷 川 互	同 市八幡町船町73番地
同	戸 田 正 文	同 市八幡町中西条432番地

社町野村土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	壺 井 由 和	加東市野村751番地
同	末 廣 一 正	同 市野村950番地

同	伊 澤 芳 博	同	市野村248番地 4
同	宮 崎 隆 夫	同	市野村423番地 3
同	竹 内 允 也	同	市野村292番地
同	高 橋 修 一	同	市野村895番地
同	藤 本 義 昭	同	市野村969番地
同	石 原 昌 巳	同	市野村321番地
同	長谷川 幸 男	同	市野村727番地
同	藤 本 弘	同	市野村874番地 1
同	伊 澤 敏 喜	同	市野村335番地 2
同	森 本 操	同	市野村587番地
同	時 井 豊	同	市野村966番地 3
同	竹 内 安 彦	同	市野村330番地
同	末 廣 眞 二	同	市野村957番地
同	森 本 亨	同	市野村841番地
同	藤 本 文 明	同	市野村353番地
監 事	石 原 正 之	同	市野村248番地
同	宮 崎 昭 雄	同	市野村712番地
同	宮 崎 吉 実	同	市野村731番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	西 山 泰 司	加東市野村968番地
同	藤 本 守	同 市野村972番地
同	末 廣 眞 二	同 市野村957番地
同	中 嶋 一 道	同 市野村351番地
同	高 橋 修 一	同 市野村895番地
同	壺 井 由 和	同 市野村751番地
同	宮 崎 正 美	同 市野村775番地 3
監 事	伊 澤 敏 喜	同 市野村335番地 2
同	宮 崎 吉 実	同 市野村731番地

兵庫県告示第1058号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成27年12月10日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成27年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	馬場池地区	平成27年12月22日から 平成28年1月15日まで	市川町役場

兵庫県告示第1059号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成27年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成25年1月から平成26年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市賀集牛内、北阿万の一部（賀集牛内山林部Ⅲ、北阿万山林部Ⅰ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市賀集牛内及び北阿万新田北の各一部
- (5) 認証年月日
平成27年12月9日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間
平成24年5月から平成26年3月まで
- (3) 成果の名称
香美町（村岡区大字山田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
美方郡香美町村岡区山田の一部
- (5) 認証年月日
平成27年12月9日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間
平成25年5月から平成26年3月まで
- (3) 成果の名称
香美町（村岡区大字山田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
美方郡香美町村岡区山田の一部
- (5) 認証年月日
平成27年12月9日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間
平成23年5月から平成26年2月まで
- (3) 成果の名称
香美町（村岡区大字耀山の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
美方郡香美町村岡区耀山の一部
- (5) 認証年月日
平成27年12月9日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間
平成23年5月から平成26年2月まで
- (3) 成果の名称
香美町（小代区秋岡の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
美方郡香美町小代区秋岡の一部

- (5) 認証年月日
平成27年12月 9 日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成24年 6 月から平成26年 2 月まで
- (3) 成果の名称
丹波市大字氷上町三方・中の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市氷上町三方及び同町中の各一部
- (5) 認証年月日
平成27年12月 9 日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
丹波市森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成23年 7 月から平成26年 2 月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（柏原町上小倉の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市柏原町上小倉の一部
- (5) 認証年月日
平成27年12月 9 日



兵庫県告示第1060号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成27年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
神戸市灘区六甲山町西谷山1878の190
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民センター神戸農林振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1061号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成27年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
朝来市生野町栃原字倉谷1787の5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1062号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

宍粟市山崎町大沢字野々谷1235の39（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字野々谷1235の39（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1063号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町佐田字福井ノ83の1、83の2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。〕



兵庫県告示第1064号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
篠山市殿町字瀧谷三ノ谷126の1、126の5
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。〕



兵庫県告示第1065号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波市市島町中竹田字福ケ内2826から2829まで、2831から2833まで、字大谷6296の1（次の図に示す部分に限る。）、6297から6302まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字福ケ内2826、2828、字大谷6296の1・6298・6299・6302（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、6297、6300、6301
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。〕



兵庫県告示第1066号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（レベル500航空写真撮影）
- 2 作業期間
平成27年12月14日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市全域



兵庫県告示第1067号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年12月22日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年12月22日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 5 0 号	姫路市網干区浜田字東用坪77番1から 同 市網干区浜田字南用坪211番2まで	旧	15.0から 22.0まで	129.0	
		新	17.0から 23.0まで	129.0	



兵庫県告示第1068号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、平成27年11月12日次の公有水面の埋立を免許した。

平成27年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 出願人の所在地、名称及び代表者
出願人 所在地 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
名 称 兵庫県
代表者 住 所 神戸市中央区山本通4丁目23番15号
氏 名 兵庫県知事 井 戸 敏 三

2 埋立区域

(1) 位 置

姫路市家島町宮字長崎110番4、110番2、110番6、110番1、110番11に接する護岸の地先公有水面及び110番8の地先公有水面並びに宇清水49番173の地先公有水面

(2) 区 域

次の各点のうち、①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線、⑩の地点と⑪の地点を結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D. L. +1.70m）における公有水面と既設防波堤との境界線、⑪の地点と⑫の地点を結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D. L. +1.70m）における公有水面と護岸との境界線及び①の地点と⑫の地点を結ぶ平成元年1月31日付け兵庫県指令港第76号の2で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.

L. +1.61mにより決定)により囲まれた区域並びに⑬の地点から⑲の地点までを順次に結んだ線、⑲の地点と⑳の地点を結ぶ昭和60年7月30日付け兵庫県指令港第12号の2で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +1.87mにより決定)、㉑の地点と㉒の地点を結ぶ平成26年の秋分の満潮位(D. L. +1.70m)における公有水面と護岸との境界線及び⑬の地点と㉑の地点を結ぶ平成26年の秋分の満潮位(D. L. +1.70m)における公有水面と既設防波堤との境界線により囲まれた区域。

基点：家島漁港漁港原点

北緯 34度40分43秒

東経 134度32分10秒

①の地点	基点から	227度24分45秒	71.08メートルの地点
②の地点	①の地点から	69度51分36秒	34.14メートルの地点
③の地点	②の地点から	339度51分36秒	3.10メートルの地点
④の地点	③の地点から	69度51分36秒	1.00メートルの地点
⑤の地点	④の地点から	354度37分09秒	1.00メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	84度37分09秒	3.10メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	354度37分09秒	29.98メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	264度37分09秒	3.10メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	354度37分09秒	1.98メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	58度13分40秒	14.25メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から	148度38分52秒	7.45メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	217度50分57秒	69.77メートルの地点
⑬の地点	基点から	320度50分45秒	12.24メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	58度13分41秒	13.52メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	106度04分43秒	0.91メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から	196度04分43秒	3.10メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から	106度04分43秒	35.64メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から	16度04分43秒	3.10メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から	106度04分43秒	9.92メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から	266度53分35秒	48.20メートルの地点
㉑の地点	㉑の地点から	276度28分16秒	3.06メートルの地点

(3) 面積

948.91平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

姫路市家島町宮字清水49番237、49番173及び字長崎110番4、110番1、110番11、110番10、110番8、110番9の地内、字清水49番237、49番173の地先公有水面、字長崎110番4、110番2、110番6、110番1に接する護岸の地先公有水面、字長崎110番11、110番8、110番9の地先公有水面

(2) 区域

次の各点のうち、アの地点からタの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とタの地点を結んだ線により囲まれた区域。

基点：家島漁港漁港原点

北緯 34度40分43秒

東経 134度32分10秒

アの地点	基点から	241度24分50秒	175.95メートルの地点
イの地点	アの地点から	341度02分38秒	52.38メートルの地点
ウの地点	イの地点から	339度12分19秒	3.86メートルの地点
エの地点	ウの地点から	317度13分43秒	78.61メートルの地点
オの地点	エの地点から	34度00分23秒	322.90メートルの地点
カの地点	オの地点から	132度27分56秒	201.68メートルの地点
キの地点	カの地点から	180度00分00秒	155.05メートルの地点
クの地点	キの地点から	264度06分38秒	68.97メートルの地点

- ケの地点 クの地点から 267度42分31秒 43.59メートルの地点
- コの地点 ケの地点から 176度09分25秒 36.24メートルの地点
- サの地点 コの地点から 249度53分01秒 80.88メートルの地点
- シの地点 サの地点から 250度41分54秒 13.34メートルの地点
- スの地点 シの地点から 252度33分21秒 20.69メートルの地点
- セの地点 スの地点から 257度13分45秒 11.60メートルの地点
- ソの地点 セの地点から 261度00分23秒 6.61メートルの地点
- タの地点 ソの地点から 266度32分26秒 19.98メートルの地点

(3) 面積

73,974.24平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地



兵庫県告示第1069号

流通業務市街地に関する法律(昭和41年法律第110号)第30条第1項の規定による届出があった次の流通業務団地事業地については、工事が完了した。

平成27年12月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事業の名称

西神流通業務団地事業

2 工事完了工区

第16工区、第20工区、第22工区



兵庫県告示第1070号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成27年12月22日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H27淡路位置 0002号	27.12.8	淡路市志筑字岨2306番3の一部	9.21	1.30

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年12月22日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県農林水産技術総合センター他10施設で使用する電気 予定数量3,942,342キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成28年4月1日(金)から平成29年3月31日(金)まで

- (4) 履行場所
仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
(入札参加資格審査窓口)
兵庫県出納局管理課 電話 (078) 341-7711 内線4946
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
 - (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。
(環境配慮方針に基づく判定窓口)
兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話(078)341-7711 内線3393
- 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所
 - (1) 交付期間
平成27年12月22日（火）から平成28年1月8日（金）（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）のうち午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県農政環境部農政企画局総務課 担当 尾寄
電話 (078) 341-7711 内線3916
- 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書、入札書の提出期間
 - (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間
平成27年12月22日（火）から平成28年1月8日（金）（県の休日を除く。）のうち午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先
前記3(2)に同じ
 - (3) 開札の日時及び場所
日時 平成28年2月1日（月）午前10時から
場所 兵庫県農政環境部農政企画局総務課内（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
 - (4) 入札書の受領期限
郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成28年1月29日（金）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年1月27日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成28年1月8日（火）午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)、又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,942,342kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2016 through March 31, 2017

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 January 29, 2016 by direct delivery

17:00 January 29, 2016 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Ozaki, General Affairs Division, Agricultural & Environmental Affairs Department

Hyogo Prefectural Government

TEL (078)341-7711 Ext. 3916



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年12月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 日高ショッピングタウン

所在地 豊岡市日高町土居字野田367

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 姫路市三左衛門堀東の町121番地

代表者の氏名 岩 本 隆 雄

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

大阪府松原市上田八丁目15番12号

株式会社イレブンインターナショナル 代表取締役 板倉 剛

3 許可年月日及び許可番号

平成27年12月3日

兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1-1-2号（27淡路）

教育委員会公告

落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年12月22日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 今井好文

- 1 落札に係る業務件名及び数量
実習船「但州丸」一般整備工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立香住高等学校 美方郡香美町香住区矢田40-1
- 3 落札者を決定した日
平成27年12月7日
- 4 落札者の名称及び住所
新潟造船株式会社 新潟市中央区入船町四丁目3776番地
- 5 落札金額
20,736,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成27年11月6日